

全国木質セメント板工業会 関連告示

建告第1400号	不燃材料	6号		繊維強化セメント板(スラグせつこう板が該当。但し、無塗装板)
建告第1401号	準不燃材料	3号		厚さが15mm以上の木毛セメント板(同上)
		4号		厚さが9mm以上の硬質木片セメント板(かさ比重が0.9以上のものに限る。)(同上)
		5号		厚さが30mm以上の木片セメント板(かさ比重が0.5以上のものに限る。)(同上)
		6号		厚さが6mm以上のパルプセメント板(但し、無塗装板)
建告第1399号	耐火構造	第1 第1号 間仕切壁(耐力・2時間)	へ	木片セメント板の両面に厚さ1cm以上モルタルを塗ったものでおの厚さの合計が8cm以上のもの
		第4号 外壁(耐力・2時間)		第1号に定める構造とすること
国交告第563号 (建告第1380号は廃止) 主要構造部を木造とすることが できる大規模の 建築物の主要構 造部の構造方法 を定める件(最 終改正H28.3.31)	準耐火構造(60分)	第1 壁 第1号 間仕切壁(耐力)	ハ(3)	間柱及び下地を木材で造り、かつ、その両側に厚さが8mm以上のスラグせつこう系セメント板の上に厚さが12mm以上のせつこうボードを張ったもの
			ニ	間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側にハ(1)～(6)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造
		第2号 間仕切壁(非耐力)	ハ	第1号ハ又はニに定める構造とすること
			第3号 外壁(耐力)	ハ(2)
		第4号 外壁(非耐力)	ハ(6)	間柱及び下地を木材で造り、かつ、その屋外側の部分に厚さが12mm以上の硬質木片セメント板の上に厚さが10mm以上の鉄網軽量モルタルを塗ったもの
			ニ	間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その屋外側の部分にハ(1)～(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に第1号ハ(1)～(6)までのいずれかに該当する防火被覆
		第2 柱 第3号	イ	第1第1号ハ(2)～(5)までのいずれかに該当する防火被覆
		第3 床 第3号	イ(1)	根太及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、表側の部分に厚さが12mm以上の「合板等」の上に厚さが12mm以上のせつこうボード、硬質木片セメント板又は軽量気泡コンクリートを張ったもの(裏側の規定は口)
第5 軒裏 第1号	ハ	第1第3号ハ(2)又は(6)に該当するもの		
国交告第203号 (建告第1358号) 順耐火構造の構 造方法を定める 件(最終改正 H29.3.21)	準耐火構造(45分)	第1 壁 第1号 間仕切壁(耐力)	ハ(3)(ii)	間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、その両側に木毛セメント板張又はせつこうボード張の上に厚さ10mm以上のモルタル又はしっくいを塗ったもの
			ハ(3)(iii)	間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、その両側に木毛セメント板の上にモルタル又はしっくいを塗り、その上に金属板を張ったもの
			ハ(4)(ii)	間柱若しくは下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、その両側に木毛セメント板又はせつこうボードの上に厚さ10mm以上モルタル又はしっくいを塗ったもの
			ハ(4)(iv)	間柱若しくは下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、その両側にセメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が25mm以上のもの
		第2号 間仕切壁(非耐力)	ハ	第1号ハに定める構造とすること
			第3号 外壁(耐力)	ハ(3)
		ハ(5)		間柱及び下地を木材で造り、その屋外側の部分に、セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が25mm以上のもの(同上)
		第4号 外壁(非耐力)	ニ(2)	間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その屋外側の部分にハ(2)～(6)までのいずれかに該当するもの(同上)
			ハ	第3号ハ又はニに定める構造とすること
		第5号 外壁(非耐力・非延焼)	ハ	第3号ハ又はニに定める構造とすること
			ニ(1)	間柱及び下地を木材で造り、かつ、その屋外側の部分に、第3号ハ(1)～(6)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に、厚さが8mm以上のスラグせつこう系セメント板
		ホ	間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その屋外側の部分に第3号ニ(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分にニ(1)又は(2)に該当する防火被覆	
第3 床 第3号	イ(1)	根太及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、表側の部分に厚さが12mm以上の「合板等」の上に厚さが9mm以上のせつこうボード若しくは軽量気泡コンクリート又は厚さが8mm以上の硬質木片セメント板を張ったもの(裏側は別に規定あり)		
第5 屋根 第1号	ハ(2)(iv)	厚さが12mm以上の硬質木片セメント板		
	ハ	第1号ハ(2)(iv)又は(v)に該当する防火被覆が設けられ、かつ、(以降、省略)		
第6 階段 第3号	イ、ロ	(省略)		
国交告第541号 (建告第1359号) 防火構造の構造 方法を定める件 (最終改正 H28.3.30)	防火構造	第1 外壁 第1号(耐力)	ロ(2)(iii)	間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、その屋外側にあつては、木毛セメント板又はせつこうボードの上に厚さ10mm以上のモルタル又はしっくいを塗ったもの
			ロ(2)(iv)	間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、その屋外側にあつては、木毛セメント板の上にモルタル又はしっくいを塗り、その上に金属板を張ったもの
			ロ(2)(vi)	間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、その屋外側にあつては、セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったもので、その厚さの合計が25mm以上のもの
			ハ(3)(ii)(ハ)	間柱又は下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、その屋外側にあつては、木毛セメント板又はせつこうボードの上に厚さ15mm以上のモルタル又はしっくいを塗ったもの
			ハ(3)(ii)(ヘ)	間柱又は下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、その屋外側にあつては、厚さが12mm以上の硬質木片セメント板を張ったもの
		ハ(3)(ii)(チ)	間柱又は下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、その屋外側にあつては、ロ(2)(v)～(viii)までのいずれかに該当するもの	
第2 軒裏 第3号		第1第1号ハ(3)(ii)(イ)及び(ホ)～(ト)までに掲げる構造を除く。)に定める防火被覆が設けられた構造とすること。		
国交告第256号 (建告第1360号) 防火設備の構造 方法を定める件 (最終改正 H27.2.23)	防火設備	第1 防火設備 第2号	ホ	骨組を防火塗料を塗布した木材製とし、屋内面に厚さが12mm以上の木毛セメント板又は厚さが9mm以上のせつこうボードを張り、屋外面に亜鉛鉄板を張ったもの
建告第1362号	木造建築物 外壁・延焼部分	第1 第2号	ロ(4)	せつこうボード又は木毛セメント板(準不燃材料であるもので、表面を防水処理したのものに限る。)を表面に張ったもの
建告第1367号	準耐火建築物と 同等の屋根	第1 第2号	ロ	木毛セメント板の上に金属板をふいたもの
建告第1368号	床又は直下の天井	第1 第2号	ロ	木毛セメント板張又はせつこうボード張の上に厚さ10mm以上のモルタル又はしっくいを塗ったもの
			ハ	木毛セメント板の上にモルタル又はしっくいを塗り、その上に金属板を張ったもの
		第3号	ロ	根太若しくは下地を不燃材料以外の材料で造った床にあつては、木毛セメント板張又はせつこうボード張の上に厚さ15mm以上のモルタル又はしっくいを塗ったもの
ニ	根太若しくは下地を不燃材料以外の材料で造った床にあつては、セメント板張又は瓦張の上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が25mm以上であるもの			